

【公募：日本アセアンセンター事業紹介動画の制作】

日本アセアンセンターでは、次の通り、企画競争の入札を行いますので、ご案内申し上げます。

内容

件名

日本アセアンセンター事業紹介動画の制作（日・英、2バージョン）

目的

日本アセアンセンター（以降センター）の組織・活動・活用方法を紹介する動画の制作

視聴対象・用途

- センター来訪者（中高生、大学生、外国人研修生）に対する活動紹介
- イベント／セミナー会場での上映（視聴者はビジネスパーソン等）
- センターホームページでの掲載
- センターWebサイトのPR素材としての活用

委託業務概要

センターWebサイトのトーン&マナーに合った（雰囲気や文言に一貫性をもたせる）アニメーションの作成、映像収集（必要に応じて撮影）、編集、台本作成（センターと共同で制作、英語含む）、ナレーション吹込み（日・英）、BGM等、動画制作に係る全ての工程。

動画の構成及び制作にあたっての要望・注意事項

- 製作媒体：データ（記録形式：MP4）
- 長さ：2分～3分程度（要相談）
- 言語：日本語・英語版の2種類
- 完成期限：2024年9月30日（目途）
- 構成：動画の内容には、次の要素を必ず含めて下さい。
 - 沿革
 - 加盟国
 - 活動目的（日ASEAN間の①貿易、②投資、③観光及び④人物交流の促進）
 - ウェブサイトと同じタグライン

6. 動画を制作される際には次の点に配慮して頂きますと幸いです。

- (1) 加盟国紹介のところで、ASEAN10 か国を紹介して頂きたい。
- (2) 貿易・投資・観光・人物交流事業の紹介には同等の時間を割いて頂きたい。
- (3) 貿易・投資・観光・人物交流事業の紹介の順番はこの通りでお願いしたい。
- (4) センターが提供する写真やイラスト素材を使用する場合は、10 か国の素材を全て使用し、素材を用いる国が偏らないようにして頂きたい。
- (5) 音声が出ていない／聞こえない状況でも、インフォグラフィックスやキャプションにて動画の内容が分かるようにして頂きたい。
- (6) 見た人が、①センターが日本と ASEAN 諸国の懸け橋になって様々な事業を実施している、②自分もそこに参加することができる、という印象を持てる内容にして頂きたい。
- (7) センターのタグラインなど、キーワードがいくつかあるので、センターと協力し、台本を制作して頂きたい。

7. センターから提供可能な素材について

動画の制作にあたり、センターからは次の素材を提供することが可能です。（下記を使用することが必須という訳ではありません。）

- ・ センターの貿易・投資・観光・人物交流事業の写真（jpeg データ）
- ・ ASEAN 加盟国の写真（jpeg データ、<https://data.asean.or.jp/tourism/photo-li/> に掲載している画像）
- ・ ASEAN 加盟国の国旗画像（ai データ）
- ・ 東南アジアの地図（ai データ）
- ・ Web サイトで使っているイラストのデータ

その他委託業務に対する要望

- (1) センター及び ASEAN のことを知らない人も、センターを通じて自分がどのように日 ASEAN 関係促進に関われるのか想像できる内容にする。特に、説明部分の見せ方を工夫するなど、短時間に効果的にセンターの組織・活動について理解を深めてもらうものにする。
- (2) 外部映像を使用する場合は、信頼できるものを使用し、著作権をクリアすること。
- (3) 企画段階、その他でセンターとよく打合せを行い、センターの意向をよく汲んでいただくこと。

参考予算

3,000,000 円未満（消費税抜き）

* 消費税免除指定店舗の認定を受けることで、免税での取引が可能です。事業者様が免税指定店舗ではない場合には、申請をお願いしております。

入札方法

提出書類

- (ア) 企画書（デザイン案、スケジュール案含む）

(イ) 見積書（予算は最大で 300 万円だが、それ以下での制作が望ましい。入札書に記載する金額は、本業務の提供に要する一切の諸経費を含めた総額を消費税を含めずに記載すること。）

(ウ) 会社情報

提出方法

2024 年 4 月 26 日（金）正午までに、以下メールアドレスへ送付

Email: toiawase_ga@asean.or.jp（広報宛）

留意事項

- （1）提出された企画書の内容について、必要に応じてヒアリングを行います。
- （2）2024 年 9 月末日までに消費税免税指定店舗の資格を取得して頂きます。（契約締結時までに外国公館等に対する消費税免除指定店舗申請手続きを完了している、または申請手続きが可能であること）
- （3）企画提案書の作成、応募等にかかる経費は、応募者の負担とします。
- （4）提出書類について、内容及び金額の妥当性について、業者選定の参考とするため、第三者に助言を求めることがあります。
- （5）本契約により製作された制作物の知的財産権およびすべての権利は日本アセアンセンターに帰属します。なお、第三者と知的財産権に係る調整が必要になる場合は、受注者が調整します。

問い合わせ

日本アセアンセンター 広報 宮内

toiawase_ga@asean.or.jp

以上